

8/29 幡豆地区 平成29年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理	事前意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
1	防犯灯 〔東幡豆〕	<p>【要望】 防犯灯について、次の2点を要望します。</p> <p>1 設置申請等の決定期間の短縮 防犯灯の電球切れやLED変更を申請した後、決定するまでの期間が長すぎます。申請から決定までの間は、防犯灯が切れた状態となるため、生活に支障がでます。 手続期間の短縮をお願いします。</p> <p>2 防犯灯の設置管理主体の見直し 中部電力等からの情報では、近隣市では防犯灯を市が設置管理しており、町内会が管理しているのは西尾市だけということです。ポールが倒れて重大な被害が出た場合の補償を町内会に求められても、町内会では負担する能力がありません。 設置管理のあり方を見直して、市など責任の持てる団体で管理してください。</p>	<p>1 設置申請等の決定期間の短縮 防犯灯の設置申請は各町内会から毎年多数寄せられており、特に年度当初に集中する傾向にありまして、ご迷惑をお掛けしております。数年前、予算の都合により申請から補助金交付決定まで期間を要したこともありましたが、現在は、特に電球切れによる改設分及び新設分については、緊急性が高いことから事務処理の迅速化に努め、地域の方々の生活に支障をきたさないよう決定期間の短縮化を図っております。 なお、現在点灯中の蛍光灯からLEDに変更するものについては、予算の執行状況を見ながら対応していきたいと考えております。</p> <p>2 防犯灯の設置管理主体の見直し 近隣市の状況としまして、豊田市と安城市で、本市と同様、防犯灯の維持管理を町内会が行っております。 また、ポールの老朽化への対応としましては、現状では防犯灯を設置する際、電柱を使用する事例が多くありますが、ポールを使って防犯灯を設置している場合には、例えば、防犯灯を蛍光灯からLEDに機種変更するのに合わせて新しいポールに取替えていただいているところもあります。なお、このケースでは、ポールの取り替え費用も補助金交付の対象となります。 防犯につきましては、西尾市安全なまちづくり条例の基本理念にありますように「自らの安全は自らで守るとともに地域の安全は地域で守る」ということを基本的な考えとしております。 防犯灯の設置の必要性の判断及び日常の維持管理については、各地域の町内会に引き続きご協力をお願い申し上げます。</p>	危機管理課
2	東幡豆地区くるりんバス 〔東幡豆〕	<p>【要望】 高齢者が増え、車を運転できない人の移動手段がありません。 また、高齢者の自動車事故が問題視されており、移動手段があれば事故減少にもつながります。 東幡豆地区、特に交通の便が悪く、高齢化も著しい鹿川地区にくるりんバスを通してください。</p>	<p>一色、吉良、幡豆地区では、六万石くるりんバスのような地区内を巡回するバスが運行されていないことから、地域との協働により、各地区内の移動手段についての検討を行うこととしており、この度一色地区において、地域の皆さまからの提案に基づいた新たなコミュニティバスが運行されることとなりました。 幡豆地区においても、いつ・誰が・どこへ移動するのに困っているのかというところから議論を始め、地域の皆さまと一緒にその地域に合った移動手段の確保を検討してまいります。 なお、現在でも「いこまいかー」により、自宅から最寄りの駅までの移動手段は確保されていますので、駅周辺へのお出かけや電車を使ってのお出かけの際にはぜひご利用ください。</p>	地域支援協働課

8/29 幡豆地区 平成29年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理	事前意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
3	代々表町内会長等の負担軽減 〔東幡豆〕	<p>【質問】</p> <p>今年度から代々表町内会長、副代々表町内会長を市内の6地区から輪番制で選出することとなりましたが、市の各種委員や行事・式典などへの出席等で多忙だと聞いています。負担軽減が必要と考えますので、負担の現状と市の考え方として次の3点をお聞かせください。</p> <p>1 代々表町内会長、副代々表町内会長が各種委員や行事・式典などに出席を求められるのは、年間で何回ですか。また、それらへの出席率はどのようですか。過去3年間の実績を教えてください。</p> <p>2 委員就任や出席について、法令などの根拠がある委員会や行事はありますか。根拠がない場合は、委員就任の辞退や行事等に欠席しても差し支えありませんか。</p> <p>3 各種委員については、一般公募など委員会の目的にふさわしい見識や意欲を持った住民を選ぶ努力をし、議論を活性化すべきではないでしょうか。</p>	<p>1 市の各種委員や行事・式典などへの出席等 代々表町内会長の出席回数は、東部と西部を合わせて平成28年度は15の会議等で31回、平成27年度は14の会議等で25回、平成26年度は15の会議等で25回でした。また、出席率は、全ての会議にご出席をいただいておりますので各年度とも100%でした。 なお、副代々表町内会長は代々表町内会長が会議等に出席できないときの代理出席等、代々表町内会長の補佐をお願いしておりますが、過去3年間の会議等への出席はありませんでした。</p> <p>2 法令などの根拠がある委員会や行事の有無 法令などの根拠がある委員会等につきましては、西尾市防災会議条例による防災会議や、西尾市環境基本条例による西尾市環境審議会等、平成28年度は6つ、平成27年度は7つ、平成26年度は7つの会議等がありました。 また、委員就任の辞退や行事等を欠席することにつきましては、平成28年度が12会議等、平成27年度が11会議等、平成26年度が13会議等で差し支えないとさせていただいております。なお、残りの会議等につきましては、会議日程調整や代理出席をお願いする等の対応をさせていただいております。</p> <p>3 各種委員の一般公募 市では、平成22年度から審議会等の活性化及び合理化を図るために基準を定めて取り組んでおります。 私が所信表明で申し上げましたように、市民の皆さまが率直なご意見が述べられる仕組みを整えることで、市民と同じ目線で考え、市民の声が届く市政を実現してまいりたいと考えています。審議会等の委員の選任に際しましては、広く人材を求め、同一人の重複就任の制限、女性委員の登用及び公募制の推進等に取り組んでまいりたいと考えておりますが、住民代表の規定や位置づけをお願いしなければならないものもありますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。</p>	地域支援協働課
4	幡豆の公共施設再配置 〔東幡豆〕	<p>【質問】</p> <p>一色地区、吉良地区では、老朽化した公共施設の統廃合が進められていますが、幡豆地区の公共施設が老朽化した場合、どのようにする予定ですか。現在の各施設は、今後、何年程度使用可能と見込んでいますか。統廃合等が行われることはあるのでしょうか。</p>	<p>幡豆地区では、再配置モデル事業として平成24年度から25年度にかけて、消防署幡豆分署の幡豆支所への移転及び旧幡豆町議会議場を倉庫として活用するための改修を実施してまいりました。 現在の第1次計画では、平成26年度から30年度までの5年間に着手するプロジェクトをまとめた「西尾市公共施設再配置実施計画2014→2018」として、吉良地区及び一色地区が中心の計画となっております。 幡豆地区においても法定耐用年数が近づいている施設があります。耐用年数が過ぎたらすぐに建て替えを行うということではなく、施設の状況や施設ごとの個別計画を踏まえ、施設の長寿命化や統廃合を検討し、幡豆地区を含めた西尾市全体からみて最適な公共施設再配置となるように計画してまいります。</p>	資産経営戦略課